

## 令和 7 年度 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、毎年 4 月 1 日現在の車両所有者などに課税されます。4 月 2 日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。

- 次の①、②のいずれかに該当する軽自動車などは、納期限までに申請をすると軽自動車税(種別割)が減免されます。なお、減免は普通自動車を含め 1 人 1 台に限ります。
- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車など(一定要件は、役場にお問い合わせください)。
- ②その構造がもっぱら障がい者などの利用に供するものである軽自動車など。

### 必要なもの

障害者手帳など、マイナンバーがわかる書類、運転免許証、軽自動車税(種別割)納税通知書

### 令和 7 年度 三輪・四輪の軽自動車税(種別割)

| 車両区分  |    | 旧税率                              | 標準税率                            | 軽減税率(グリーン化特例) ※1 |                              |                           | 重課税率                     |          |
|-------|----|----------------------------------|---------------------------------|------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------|----------|
|       |    | 平成 27 年 3 月 31 日までに 最初の新規検査をした車両 | 平成 27 年 4 月 1 日以後に 最初の新規検査をした車両 | 電気自動車 など (75%軽減) | 燃費性能が 大きく優れて いる車両 ※2 (50%軽減) | 燃費性能が 優れている 車両 ※3 (25%軽減) | 初度検査年月 から 13 年経過 した車両 ※4 |          |
| 三輪    |    | 3,100 円                          | 3,900 円                         | 1,000 円          | 2,000 円                      | 3,000 円                   | 4,600 円                  |          |
| 四輪 以上 | 乗用 | 自家用                              | 7,200 円                         | 10,800 円         | 2,700 円                      | －                         | －                        | 12,900 円 |
|       |    | 営業用                              | 5,500 円                         | 6,900 円          | 1,800 円                      | 3,500 円                   | 5,200 円                  | 8,200 円  |
|       | 貨物 | 自家用                              | 4,000 円                         | 5,000 円          | 1,300 円                      | －                         | －                        | 6,000 円  |
|       |    | 営業用                              | 3,000 円                         | 3,800 円          | 1,000 円                      | －                         | －                        | 4,500 円  |

#### ※1 軽課税率(グリーン化特例)

令和 5 年度の税制改正により軽自動車税(種別割)のグリーン化特例が 3 年(営業用乗用車 25%軽減は 2 年)延長され、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車(三輪以上)は、税率が軽減されます。軽減は、新車取得年度の翌年度限りです。

取得期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日  
(営業用乗用車 25%軽減は令和 7 年 3 月 31 日まで)

#### ※2 燃費性能が大きく優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。

①平成 30 年排出ガス基準 50%または平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成。  
②令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成。

#### ※3 燃費性能が優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。

①平成 30 年排出ガス基準 50%または平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成。  
②令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成。

※4 初度検査年月から 13 年経過した車両  
令和 7 年度では、初度検査年月が平成 24 年 3 月以前の車両。

問 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

### 令和 7 年度 原動機付自転車・二輪車などの軽自動車税(種別割)

|                   | 車両区分                | 税率(年税額) |
|-------------------|---------------------|---------|
|                   | 50cc 以下             | 2,000 円 |
| 原動機付自転車           | 125cc 以下かつ 4.0kW 以下 | 2,000 円 |
|                   | 特定小型(0.6kW 以下)      | 2,000 円 |
|                   | 51 ～ 90cc           | 2,000 円 |
|                   | 91 ～ 125cc          | 2,400 円 |
| 小型特殊自動車           | ミニカー                | 3,700 円 |
|                   | 農耕用                 | 2,400 円 |
|                   | その他                 | 5,900 円 |
|                   | 軽二輪(126 ～ 250cc)    | 3,600 円 |
| 二輪の小型自動車(251cc ～) |                     | 6,000 円 |

## 子育て世帯移住定住促進補助金の申請受付開始

飯野・福田・津森地区で新築住宅を建築／購入し、転入／転居した子育て世帯に補助金を交付します。

この補助金の交付対象となる世帯は、住宅金融支援機構の【フラット 35】地域連携型を利用することで、借入金利の優遇措置を受けられる場合があります。

### 補助金額

100 万円  
※申請年度と移住から 3 年後にそれぞれ 50 万円補助

申請期間 住宅の所有権取得日※から 6 カ月以内  
※建物登記事項証明書に記載された所有権取得日

申請要件 町ホームページに掲載している「申請の手引き」などをご確認ください。

申請方法 必要書類をそろえて企画財政課(役場 2 階 6 番窓口)へ提出してください。

注意事項 ・予算が上限に達し次第、受け付けを終了します。  
・【フラット 35】地域連携型の利用には条件があります。

問 補助金に関すること 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223  
【フラット 35】に関すること 住宅金融支援機構 九州支店 熊本グループ ☎ 354- 3170



## 町内温浴施設の利用料金を一部助成

憩の家閉鎖に伴い町内温浴施設の利用料金の一部を助成します。

対象者 中学生以上の町民  
助成額 3,000 円(年度内 1 回限り)  
対象商品 阿蘇熊本空港ホテルエミナース「七福の湯」回数券(温泉入浴回数券・岩盤浴入浴回数券)  
※令和 7 年 4 月 1 日現在  
購入期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

### 申請

受け付け 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
期限 令和 8 年 3 月 31 日まで  
必要なもの 申請書、回数券購入時の領収書、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)の写し、通帳やキャッシュカードの写し  
問 福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113

## まちづくり活動団体支援助成金

町では、新たな公共の担い手である「まちづくり活動団体」の活動しやすい環境づくりの一環として、「まちづくり活動団体支援助成金」事業を実施します。

申込期間 5 月 12 日(月)～ 30 日(金)  
団体条件 まちづくりを主たる目的とし、主に町内で自主的かつ公益的な活動を行う団体(他にも一定の要件があります)  
助成金額 対象経費の合計額(上限 20 万円)  
※予算の範囲内で交付

※申し込み方法など詳しくは、町ホームページか役場企画財政課に備え付けの手引きをご覧ください。



### 対象となる事業

- ・健康、福祉、医療の増進を図る事業
- ・子どもの健全な育成を図る事業
- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- ・観光、レクリエーションの振興を図る事業
- ・地域づくりの推進を図る事業
- ・国際交流、地域間交流の推進に係る事業
- ・町特産品の開発などの推進に係る事業
- ・平成 28 年熊本地震の記憶の継承に係る事業
- ・その他まちづくり活動に寄与すると認められる事業

問 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223